

「静岡県国公立高等学校等奨学給付金」申請の御案内

制度概要

- 授業料以外の教育費の負担を軽減し、教育の機会均等に寄与することを目的とした返済不要の給付金
- 要件を満たす世帯へ申請により年1回給付（概ね6月～8月頃に申請受付。10月末給付予定）
- 毎年給付を希望する場合は、毎年申請が必要
- 授業料に係る支援「就学支援金」とは別に申請手続きが必要。

支給対象要件

- 令和6年7月1日現在、保護者等が **静岡県内** に在住している。
- 令和6年7月1日現在、生徒等が **国公立** の高等学校に在学している。
- 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。

収入要件（以下のどちらかにあてはまる方）

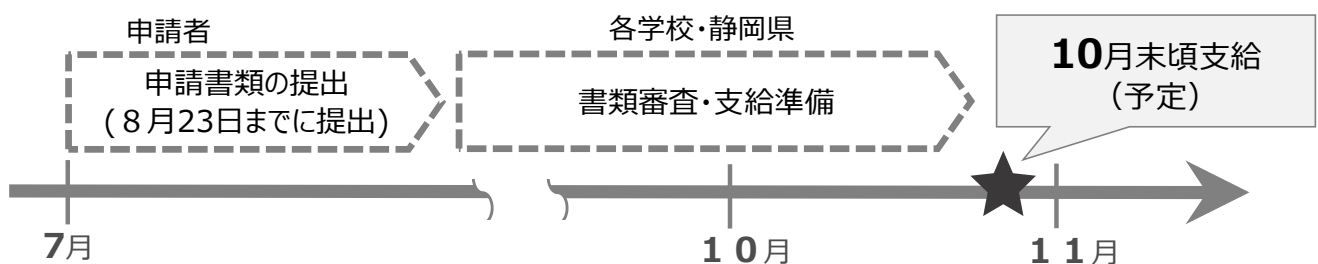
- 令和6年7月1日現在、**生活保護（生業扶助）**を受給している世帯
- **令和6年度**の保護者等の県民税・市民税**所得割額が非課税**である世帯

給付額（1人あたり年額）

対象生徒の区分		給付金額		
		全日・定時	通信制	専攻科
生活保護（生業扶助）受給世帯		32,300円		
県民税・市民税 所得割額が 非課税世帯	【第1子】 下記①・②・③に該当する兄弟姉妹の いない生徒	122,100		
	【第2子以降】 同一の者に扶養されている「15歳～23 歳未満の兄弟姉妹」において、下記の ①～③のいずれかに該当する者 ①扶養されている兄姉がいる ②中学・高校等に通っていない弟妹がいる ③専攻科・通信制高校・特別支援学校に 通っている弟妹がいる	143,700	50,500	50,500

※ 年齢及び扶養者の状況は令和6年7月1日現在で判断します。また、扶養の状況は扶養誓約書により判断します。

給付額申請から支給までの流れ



- ※ 静岡県内の学校に通っている場合は、在学している学校へ問い合わせ・申請してください。
- ※ 静岡県外の学校に通っている場合は、静岡県教育委員会に直接問い合わせ・申請してください。
- ※ 申請書等の提出が遅れた場合は、支給日も遅れる可能性があります。御承知おきください。

申請に必要な書類

書 類	区 分	生活保護 (生業扶助) 受給世帯	非課税世帯			
			全日制・定時制		通信制	専攻科
			第1子	第2子以降		
高校生等奨学給付金受給申請書 (様式1)		○	○	○	○	○
在学証明書(県外の学校在学者) ※R6.7.1以降に発行されたもの		○	○	○	○	○
住民票(県外の学校在学者) ※R6.7.1以降に発行されたもの 静岡県内に居住している保護者等のもの (マイナンバーの記載のないもの)		○	○	○	○	○
生活保護(生業扶助)受給証明書 (様式2) ※扶助費目の記載がある生活保護証明書でも可		○	—	—	—	—
保護者等全員の 課税証明書又は住民税決定通知書等 ※令和6年度のもの		—	○	○	○	○
扶養誓約書(様式1-2) ※15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の子 を2人以上扶養している場合		—	—	○	—	—

※ 区分については、「対象確認シート」で確認してください。

注意事項

- 提出期限については、下記のとおりとなります。
静岡県内の高校に在学している場合 : 学校指定日
静岡県外の高校に在学している場合 : 令和6年8月23日(金)
- 保護者等が令和6年1月1日現在、海外在住等で所得確認ができない場合は、給付対象外となります。

問合せ先・書類提出先

- 静岡県内の高校に在学している場合 : 在学している学校
- 静岡県外[※]の高校に在学している場合 : 静岡県教育委員会高校教育課
〒420-8601
静岡市葵区追手町9番6号
TEL : 054-221-3110
Mail : kyoui_koko@pref.shizuoka.lg.jp

(参考)

私立学校に在学している場合は、静岡県スポーツ・文化観光部私学振興課(054-221-2502)へお問い合わせください。

高校生奨学給付金 対象確認シート

保護者等の居住地は静岡県ですか？

YES

NO

保護者等が居住する都道府県に詳細を確認してください。

7月1日現在、国公立の高校に在籍していますか？

YES

NO

私立の場合は「静岡県スポーツ・文化観光部私学振興課」に確認してください。

7月1日現在、生活保護における生業扶助（高等学校等就学費）を受給していますか？

YES

NO

通信制又は専攻科の高校生等はいいますか？

YES

NO

兄弟姉妹に高校生等以外に以下の子はいいますか？

- ・ 15歳(中学生除く)以上23歳未満の子
- ・ 特別支援学校高等部に通っている子

YES

NO

「生活保護受給世帯」
の
給付額

「非課税世帯」
で
・ 通信制の課程の高校生は「**通信制**」の給付額
・ 専攻科の高校生は「**専攻科**」の給付額
・ 兄弟姉妹に通信制・専攻科の高校生等がいる場合は、「**第2子**」の給付額

「非課税世帯」の
「第2子」
の給付額

複数の高校生等がいますか？

YES

NO

「非課税世帯」で
・ 1人目の高校生等は「**第1子**」の給付額
・ 2人目以降の高校生等は「**第2子**」の給付額

「非課税世帯」の
「第1子」
の給付額